原子力施設等におけるトピックス (令和2年3月9日~3月15日)

令和2年3月18日原子力規制庁

- ○令和2年3月9日~3月15日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。
 - 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

- ○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和2年3月9日~3月15日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。
 - 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
 - 原子炉等規制法第62条の3に基づ〈報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*・・・・原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃料

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス 該当なし

< その他 >

3月13日発表 関西電力株式会社 高浜発電所 1,2号機 安全対策工事における協力会社作業員の死亡事故について

関西電力 power with hear 個人のお客さま 法人のお客さま 意 送電・配電 >よくあるご質問 > English



HOME — ABOUT US — プレスリリース — 高浜発電所 1 、2 号機 安全対策工事における協力会社作業員の死亡事故について MENU

MENU



プレスリリース

雷気料金関係

ガス料金関係

停雷

電力需給

原子力発電

共诵

美浜発電所

高浜発電所

大飯発電所

火力・水力発電

新エネルギー・研究開発

経営・財務関連

環境

託送

その他

プレスリリース

a RSS

検索したいワードをご入力ください

2020

いいね! 0 ツイート

2020年3月13日 関西電力株式会社

高浜発電所1、2号機 安全対策工事における協力会社作業員の死亡事故について

高浜発電所1、2号機(加圧水型軽水炉 定格電気出力82万6千キロワット、定格熱出力244万キロワット、 第27回定期検査中)において、安全対策工事の一環としてトンネル掘削作業中、本日16時10分頃、トンネル内 で、資機材運搬用のトラックがトンネルの奥に向かって後退していたところ、トンネルの奥で発破作業の準備を監 視していた作業員1名と衝突しました。

その後、直ちに119番通報を行い、小浜病院に救急搬送し、救命処置を受けていましたが、本日19時10 分、医師により死亡が確認されました。

お亡くなりになられた方に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆さまに心からお悔やみ申し 上げます。

また、こうした事態を発生させてしまったことについて、深くお詫び申し上げます。 当社といたしましては、今回の事故の発生原因について詳細に調査してまいります。

以上

添付資料:高浜発電所1、2号機安全対策工事における協力会社作業員の死亡事故について [PDF 300.36KB]

📭 関西電力

power with heart









サイトマップ

個人情報保護方針

© KEPCO THE KANSAI ELECTRIC POWER CO., INC.

サイトのご利用について

(関西電力株式会社HP掲載)



高浜発電所1、2号機 安全対策工事における 協力会社作業員の死亡事故について

